

社会保険の加入及び未納がないことについての提出書類

社会保険の加入義務あり

2年以上加入している場合 【未納がないことの証明書類】

	厚生年金保険料	健康保険料
全国健康保険協会管掌健康保険の場合 ①又は②	①別添1-2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ②領収書の写し ※競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日から直前2年分	
組合管掌健康保険の場合 (③又は④) +(⑤又は⑥)	③別添1-2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ④領収書の写し ※競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日から直前2年分	⑤別添1-3の写し ※(1)同内容であれば、組合管掌健康保険等の任意様式で可 ※(2)直前2年間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ⑥領収書の写し ※競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日から直前2年分

2年未満の加入の場合 【未納がないことの証明書類】+【加入の証明書類】

	厚生年金保険料	健康保険料
全国健康保険協会管掌保険の場合 (①'又は②') +(⑦又は⑧)	①'別添1-2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ②'領収書の写し ※加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日までの保険料の領収書の写し	
	⑦別添2の写し ※①'を提出する場合は不要 ※証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの ⑧別添3の写し ※①'を提出する場合は不要 ※日本年金機構の受付印のあるもの	
組合管掌健康保険の場合 (③'又は④') +(⑤'又は⑥') +(⑦又は⑧) +⑦'	③'別添1-2の写し ※(1)別添1-1により年金事務所に申請 ※(2)加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ④'領収書の写し ※加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日までの保険料の領収書の写し	⑤'別添1-3の写し ※(1)同内容であれば、組合管掌健康保険等の任意様式で可 ※(2)加入の日から証明日までの期間について未納がないことの証明書(証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの) ⑥'領収書の写し ※加入の日から競争入札参加資格確認申請書提出日の3か月前の日までの保険料の領収書の写し
	上記⑦又は⑧ ※③'を提出する場合は不要	⑦'別添2の写し ※同内容であれば、組合管掌健康保険等の任意様式で可 ※証明日が競争入札参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のもの

社会保険の加入義務なし

別添4

- (1) 未納がないことの証明書類は、原則として過去2年間の保険料を対象とします。また、個人事業者の方で「強制適用事業所」に該当しない場合は提出する必要はありませんが、「任意適用事業所」の場合は提出してください。
- (2) 「強制適用事業所」にもかかわらず社会保険に加入していない場合は、加入した上で必要書類を提出してください。
- (3) 納入証明書等の請求及び「強制適用事業所」「任意適用事業所」に該当するかどうか等の問合せは、所管の年金事務所をお願いします。
- (4) 事業主の方が年金事務所の窓口で社会保険料納入証明書の交付を受けられる場合は、写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。また、事業主以外の方が年金事務所窓口で社会保険料納入証明書の交付を受けられる場合は、委任状(別添5)及び写真付き身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。
- (5) 納入証明書については、審査時に疑義が生じた場合、追加書類の提出及び関係機関に問い合わせることがあります。